

7 障第 3143 号
令和 8 年 3 月 4 日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

令和 8 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について
(通知)

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法における介護給付費等の算定は「平成 18 年厚生労働省告示第 523 号」又は「平成 24 年厚生労働省告示第 122 号」に基づき、給付費等算定に係る届出書を岡崎市に届け出すこととなっています。

令和 8 年 4 月以降の給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下「加算届」という）について、下記のとおりといたします。

また、4 月 1 日異動の変更届については、人事異動に伴う人員配置の変更などにより事務負担が大きくなる観点から、加算届と併せて令和 8 年 4 月 15 日（水）を期限とします。

なお、届出に必要な別紙は、令和 8 年度より標準様式に変更していますので、添付又は市障がい福祉課ホームページに掲載の標準様式に記入して提出して下さい。

記

1 提出対象の事業所

令和 8 年 4 月以降に、算定する基本報酬及び加算の単位数又は区分に変更がある障がい福祉サービス等事業所

※ 下記(1)及び(2)について、令和 7 年度の実績をもとに基本報酬及び加算の単位数等に変更がないか確認し、変更がある場合は加算届を提出すること。また、(3)について、4 月 1 日より減算が適用される事業所は加算届を提出すること。

例)

○届出が必要な場合

- ・福祉専門職員配置等加算を（Ⅲ）から（Ⅱ）に変更
- ・児童指導員等加配加算の区分を常勤専従 5 年以上から常勤換算 5 年以上に変更
- ・処遇改善加算を（Ⅱ）から（Ⅰ）に変更

○届出が不要な場合

- ・福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）を常勤職員の割合から勤続 3 年以上の職員の割合に変更
- ・児童指導員等加配加算の区分自体に変更はないが、加配に該当する常勤職員が変わる

(1) 前年度実績に基づき算定する基本報酬

サービス	前年度実績
生活介護	平均障がい支援区分
就労移行支援	就労定着実績
就労継続支援A型	評価点（スコア）
就労継続支援B型※	平均工賃月額
就労定着支援	就労定着率
児童発達支援	未就学児の割合
地域移行支援	地域移行の実績

※臨時報酬改定により令和8年6月より基本報酬区分の基準の見直し予定

(2) 前年度実績に基づく加算を算定する事業所

加算	サービス	前年度実績
特定事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護	人材要件のうち従業者に関する 要件
		重度障がい者対応要件
人員配置体制 （Ⅰ）～（Ⅲ）	生活介護	平均障がい支援区分
視覚・聴覚言語障がい者支援体制	施設入所、生活介護、自立訓練、 宿泊型自立訓練、就労選択、就労移行、 就労A、就労B、GH	該当障がい者の前年度利用日数
重度障がい者支援	施設入所	医師意見書により特別な医療が 必要であるとされる者等の割合
地域移行支援体制	施設入所	退所から6か月以上GHや賃貸 等により地域で生活している利用 者の数
通勤者生活支援	宿泊型自立訓練	通常の事業所に雇用されている 者の割合
夜間支援等体制 （Ⅰ）・（Ⅱ）	宿泊型自立訓練、GH（日中サ ービス支援型は除く）	夜間支援対象者数（GHは住居ご と）
移行準備支援体制	就労移行	施設外支援実施率
重度障がい者支援 体制	就労A、就労B	障がい基礎年金1級受給者数
就労移行支援体制 ※	生活介護、自立訓練、就労A、 就労B	就労定着実績
就労定着実績体制	就労定着	就労定着実績
特定事業所集中減 算	就労選択	同一事業者の事業所につなげた 利用者の割合
高次脳機能障がい	生活介護、就労選択	高次脳機能障がい者の割合

者支援体制		
目標工賃達成	就労B	平均工賃月額
看護職員加配	児童発達支援、放デイ	医療的ケアスコア

※令和8年4月より要件の見直し予定

- ・一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限を設定
- ・他事業所を含め過去3年間に算定実績がある利用者は除外

(3) 令和8年4月から新たに適用又は要件が変更される減算

減算	サービス	減算の内容
情報公表未報告減算	全サービス（就労選択除く）	令和6年度分経営情報の未報告
地域移行等意向確認体制未整備減算	施設入所	担当者の選任、指針の策定、意向確認、サビ管等への報告の未実施
特定事業所集中減算	就労選択	同一事業者の事業所につなげた利用者の割合

2 提出書類

下記の書類を、別添「加算の算定に必要な書類一覧」に記載のある別紙及び添付書類とともに提出すること。

書類	作成上の留意事項
加算届出書 (様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・異動年月日に令和8年4月1日と記入 ・<u>特記事項欄に変更前後の事由を記入（別紙参照）</u>
介護（障がい児）給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1又は1-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月時点で作成すること ・適用年月日の欄を記入すること <u>例）令和8年4月から算定又は区分異動⇒R8.4.1以前から変更なし⇒空欄</u>
勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月時点で作成すること ・資格欄に配置や加算算定に必要な<u>資格、修了した研修又は実務経験年数を記入</u>すること ・法人内の事業所間で兼務している場合、<u>兼務先の事業所名、職種、勤務時間数を記入</u>すること ・その他記載例や注釈を参考にすること
組織体制図（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の組織体制図として設置する施設・事業所を記載すること ・各施設及び事業所の名称、サービス名及び代表的な職員（管理者・サービス提供責任者・児童発達管理責任者・サービス提供責任者・相談支援専門職員）の氏名を記載すること ・多機能事業所として実施している又は本体サービスや従たる事業所と一体的に管理運営している場合は、枠線で囲うなどその旨がわかるよう図示すること

※ 届出に必要な別紙は、令和8年度より標準様式に変更しています。添付又は市障がい福祉課ホームページに掲載の標準様式に記入して提出して下さい。

加算別紙様式を掲載する市ホームページURL

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p011257.html> (者)

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p023652.html> (児)

※ 加算算定のための要件を満たすことを証明する資格証等の写し、実務経験証明書等（以下「証明書等」という）を添付してください。また、運営指導等で確認を求められた際に証明書等を提出できるよう保管してください。

3 提出期限

令和8年4月15日(水)

※窓口持参又は郵送（15日（水）消印有効）にて提出すること

4 その他

- (1) 4月算定開始の加算及び5月算定開始の加算のいずれも、提出期限は令和8年4月15日（水）となります。4月16日以降に提出された場合、6月サービス提供分以降の適用になります。
- (2) 年度途中においても、加算届の提出や加算の算定は可能です。その際、変更の適用（算定される単位数が増えるものに限る。）は、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降に提出された場合には、翌々月から算定を開始することとなります。（食事提供体制加算は除く）
- (3) 加算が算定されなくなる、または加算等の単位数を減らす場合の届出については、その状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合、速やかにその旨の届出を行ってください。なお、この場合において、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定を行わないこと。
- (4) 証明書等について、発行手続きなどの相手都合による場合に限り、提出を令和8年4月30日（木）までとします。なお、この場合においても証明書等以外の加算届等については、4月15日までに提出し、当該証明書等の名称及び提出する旨記載した誓約書（任意様式）を添付してください。
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定については、新規・継続に関わらず処遇改善計画書（令和8年度）を提出する必要がありますので、詳細については別途通知します。
※ 新規に処遇改善加算を算定し始める場合又は処遇改善加算の区分を変更する場合は加算届を提出して下さい。
- (6) その他算定上留意すべきことを別紙にまとめたので参考としてください。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

(別紙)

○前年度の平均利用者数

・参照する加算を算定する事業所

前年度平均利用者数を参照する加算を令和7年度から引き続き算定する場合、事業所において適合状況を必ず確認してください。算定状況（区分異動含む）に変更がない場合はあらためて加算届の提出は不要です。

・療養介護、生活介護、短期入所（併設・空床型）、施設入所、自立訓練、就労移行、就労A・B、GH

令和7年度中に新規指定又は定員に増減があった場合（GHの住居追加含む）は、通常と計算方法が異なりますので、計算方法を確認したいなど不明点はあらかじめお問合せください。

・生活介護

サービス提供時間別に基本報酬が設定され、前年度平均利用者数を算出する際、各利用者のサービス提供時間を考慮することとなっていますので、平均利用者数算定シート（その3）を作成し、提出してください。

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

主たる事務所の所在地：岡崎市〇〇町〇番地〇
 届出者名 称：株式会社おかざき
 代表者の職・氏名：代表取締役 岡崎 花子

法人所在地、法人名称、代表者の職・氏名を記載してください。

事業所番号ごとに作成してください。

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号	
主たる事業所(施設)の名称	(フリガナ) オカザキ サービス おかざきデイサービス
事業所(施設)の所在地	郵便番号 (444-0000) 岡崎市△△町△番地△

今回届け出る事業について「〇」を記入してください。
 なお、プルダウンメニューから選択することもできます。

届出する事業所の事業の種類及び同一所在地において行う事業等の種類等	実施事業	異動等の区分	異動年月日
介護 居宅介護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
介護 重度訪問介護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
介護 同行援護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
介護 行動援護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
介護 療養介護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 生活介護	○	1 新規 2 変更 3 終了	令和 8 年 4 月 1 日
給付 短期入所		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 重度障害者等包括支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 施設入所支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
訓練 自立訓練(機能訓練)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
訓練 宿泊型自立訓練		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
訓練 自立訓練(生活訓練)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 就労移行支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 就労継続支援(A型)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 就労継続支援(B型)	○	1 新規 2 変更 3 終了	令和 8 年 4 月 1 日
給付 就労定着支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 自立生活援助		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
給付 共同生活援助		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
地域相談支援(地域移行支援)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
地域相談支援(地域定着支援)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
特定相談支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
障がい児相談支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日

今回の届出での変更点が分かるよう該当の加算・減算の名称(区分等含む)を記入してください。
 変更がない(区分異動含む)加算については、記載は不要です。

特記事項	変更前	変更後
	【生活介護】人員配置区分(Ⅳ型) 常勤看護職員等配置なし 【就労B】平均工賃月額区分(1万5千円以上2万円未満) 就労移行支援体制(定着者数1名)	【生活介護】人員配置区分(Ⅲ型) 常勤看護職員等配置あり(常勤換算員数1名) 【就労B】平均工賃月額区分(2万以上2万5千円未満) 就労移行支援体制(定着者数2名)
関係書類	別紙のとおり	